

熊本市地下水保全条例の一部改正について

熊本市地下水保全条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地下水保全条例の一部を改正する条例

熊本市地下水保全条例（平成19年条例第90号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第10条の2」に改める。

第10条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(硝酸性窒素等削減対策)」を付し、第2章中同条の次に次の1条を加える。

第10条の2 前条第2項に定めるもののほか、熊本市東部堆肥センター条例（平成29年条例第41号）第4条第1項の対象畜産農家等は、自ら所有し、又は管理する畜舎（同項の市長が指定する区域に存するものに限る。）から発生する乳牛又は肉用牛の排せつ物を、熊本市東部堆肥センターによる堆肥化その他の規則で定める方法により、適正に処理しなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、同項の規定により適正に処理するよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

第27条第1項中第5号を削り、第4号を第5号とし、同項第3号中「者」を「にもかかわらず、正当な理由がなく当該命令に従わない者」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第10条の2第3項の規定による命令を受けたにもかかわらず、正当な理由が

なく当該命令に従わない者

附 則

この条例は、熊本市東部堆肥センター条例（平成29年条例第41号）の施行の日から施行する。

（提出理由）

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水の汚染を防止するための家畜排せつ物の適正な処理に係る義務等を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。